

畿桜会 会則

(畿央大学、畿央大学大学院、畿央大学短期大学部、桜井女子短期大学 同窓会)

(名称)

第1条 本会は、畿桜会（きおうかい）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、協力をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を畿央大学に置く。

(会員)

第4条 本会は、正会員、準会員および特別会員によって構成する。

2 正会員は、畿央大学、畿央大学短期大学部および桜井女子短期大学の卒業生ならびに畿央大学大学院（以下「大学院」という。）、畿央大学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）および畿央大学臨床細胞学別科（以下「別科」という。）の修了者とする。

3 準会員は畿央大学、大学院、専攻科および別科の在学学生とする。

4 本条第2項に規定する学校を中途退学した者のうち、本会への入会を希望する者は、本会役員会の承認を得た後、同窓会費を完納することにより正会員となることができる。

5 準会員は、畿央大学の卒業、大学院の修了または満期退学、専攻科および別科の修了と同時に自動的に正会員となる。

6 特別会員は、畿央大学に勤務する教育職員および事務職員、ならびに本条第2項に規定する学校で勤務経歴のある教育職員および事務職員で申請のあった者とする。

7 準会員および特別会員は、畿桜会総会（以下「総会」という。）における議決権、選挙権を有しない。

(部会)

第5条 本会に、理学療法部会、健康栄養部会、人間環境デザイン部会、教育学部会、看護医療部会、助産学部会、臨床細胞学部会、大学院部会および短期大学部会の各部会を置くことができる。

2 各部会は、部会名称に表記される学科等に関係した正会員および準会員で構成する。

3 各部会は、部会規則を定め、総会で承認を受けなければならない。

4 各部会は、1名以上の代表幹事を選出しなければならない。

(支部)

第6条 本会に、10名以上の正会員により構成される支部を置くことができる。

2 各支部は、居住地域、勤務地域、勤務先、業種、年代など共通する条件の正会員で構成する。

3 各支部は、支部規則を定め、総会で承認を受けなければならない。

4 支部を設立した場合は遅滞なく総会に報告し、承認を得なければならない。

5 各支部は、1名以上の代表幹事を選出しなければならない。

6 各支部は、営利活動、政治活動、宗教活動等、本会の目的にそぐわない活動を行ってはならない。

(事業)

第7条 本会は、目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行なう。

(1) 会誌、名簿等の発行

(2) 会員の親睦をはかるための事業

①ホームカミングデイの母校との共催

②会員の生涯学習と専門職としての交流・研鑽をすすめる研修会等の事業

③クラブ・サークル同窓会、年次同窓会、地域同窓会および本学校法人内教育機関卒業生の同窓会との共同事業ならびに支援

④その他会員親睦のための事業

(3) 母校発展のための事業

①在籍生の教育・就職・ボランティア活動等に対する協力

②母校の研究者との共同研究

③リカレント教育、公開講座等に対する協力および参加

④保護者懇談会、入試説明会等に関する協力および広報

⑤その他母校発展に寄与する事業

(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会費)

第8条 正会員は、終身会費として 16,000 円を納入しなければならない。ただし、準会員として納付した金額は、終身会費の全部または一部に充当することができる。

2 特別会員は、会費を免除する。

3 本会に納付した会費は、原則として、返却しない。

(会計)

第9条 本会の会計年度は、毎年9月1日より始まり翌年8月31日に終わる。

2 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(役員)

第10条 本会は、次の役員を置く。

(1) 会 長 1名 正会員より総会において選出する。

(2) 副会長 若干名 正会員より総会において選出する。

- (3) 代表幹事 若干名 部会及び支部から選出された者の他、各卒業年次の幹事及び特別会員より総会において選出することができる。
- (4) 会 計 2名 1名は正会員より、他の1名は特別会員より総会において選出する。
- (5) 監 査 2名 正会員より総会において選出する。
- (6) 幹 事 各卒業年次の学科ごとに幹事1名を選出する。
- (7) 顧 問 若干名 特別会員より会長が依頼する。

(役員の任務)

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 代表幹事は、本会の運営に関する会務の執行にあたる。
- (4) 会計は、本会の収支、会計を掌る。
- (5) 監査は、会計の監査を行なう。
- (6) 幹事は、各卒業年次の同窓会を適宜開催する。
- (7) 顧問は、会長および役員会の諮問に応じ、または、これに意見を述べることができる。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集し、議長は会長が務める。
- 3 定期総会は、毎会計年度終了後すみやかに開催しなければならない。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めた場合のほか、過半数の幹事から書面による開催要請があった場合には、会長は、すみやかに開催しなければならない。
- 5 総会の議事は、議長を除く出席正会員の過半数によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第14条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の改定
- (2) 事業計画および予算
- (3) 事業報告および決算
- (4) 役員の選出
- (5) 本会の解散
- (6) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第15条 会長、副会長、代表幹事、会計および監査の役員をもって役員会を構成する。

2 役員会は、会長が随時招集し、会務の企画および実施に関する事項を協議する。

附 則

この会則は、平成19年5月27日より施行する。

附 則

この会則は、平成20年5月24日より施行する。

附 則

この会則は、平成21年7月12日より施行する。

附 則

この会則は、平成25年8月7日より施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月17日より施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月19日より施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日より施行する。

附 則

この会則は、令和4年9月1日より施行する。

会則改定に合わせ、令和4年度の会計年度を、令和4年4月1日から令和4年8月31日とする。また、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの会計年度を「第17期」とし、それ以降は「第何期」表記とする。